

社会貢献活動休暇の対象拡大について（案）

1. 概要

近年、なり手不足が顕在化している民生委員・児童委員や保護司について、これらの活動を社会貢献活動休暇の対象とすることで担い手不足等に対応していくとともに、市職員として培った知識・経験を地域福祉の場で役立てることにより、社会貢献活動を通じた職員の自己実現にもつなげていく。

2. 改正内容

以下の活動について、新たに社会貢献活動休暇の対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員（民生委員支援員を含む）の活動
- (2) 保護司の活動

※基本的に民生委員・児童委員、保護司として行う全ての活動が対象となる。

※申請にあたっては、従前どおり社会貢献活動休暇承認請求書等において「具体的な活動内容」を記載するとともに、委嘱状等の写しを提出する。

【参考】社会貢献活動休暇 ※会計年度任用職員は対象外

概要：職員が自発的に、かつ報酬を得ないで、国内において社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇

付与日数：5日（1日又は半日単位。1日の勤務時間が7時間45分未満の職員は1日単位のみ）

※日数の計算は、半日取得でも「1日」として数えます。

給与：有給

対象活動（現行）：

- ① 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法の適用を受ける災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他被災地を支援する活動
- ② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって任命権者が定めるものにおける活動
- ③ ①②に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

3. 実施時期

令和7年4月1日